

茂原市農業委員会第1回総会議事録

1 開催日時 令和3年1月12日(火) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所502会議室

3 出席委員 14名

1番 中村正明	2番 小高一夫
3番 湯浅公夫	4番 蕨直邦
5番 光橋正人(第二副小委員長)	6番 杉浦文子
7番 八角徳政	8番 高山多聞(第一副小委員長)
9番 秋葉仁喜(第二小委員長)	10番 鈴木幸雄(第一小委員長)
11番 鬼島一郎(職務代理)	12番 加藤古志郎
13番 石井利明(会長)	14番 浦島京子

出席推進委員 8名

矢部友一	古山光雄	鎗田幸一	早川昇一
富田和男	蒔田定雄	風戸茂樹	深山文雄

4 事務局職員 6名

事務局長 高山浩二	局長補佐 丸島浩二
係長 東條成男	係長 鵜澤史樹
主査 吉田茂則	主事 酒井嵩文

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 3件
- ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 11件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 2件
- ・買受適格証明願及び農地法第5条の規定による許可申請の単独申請について 1件
- ・第12回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請について 14件
- ・第12回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について 7件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- ・茂原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について

6 報告

軽微な農地改良の届出について
地目変更登記申請に係る照会について
その他

7 総会要旨

局長

本日は第1回総会にご参集頂きましてありがとうございます。

本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。本日の議事案件については、3条申請3件、4条申請1件、5条申請11件、5条許可後の計画変更承認申請2件、買受適格証明願1件、令和2年第12回保留議案21件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について2件、茂原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について、以上合計42件となります。そのほか報告事項がございます。

茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をすることになっておりますので、会長をお願いいたします。

会長

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。ただ今から農業委員会総会を開催いたします。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させて頂いてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は2番小高委員と3番湯浅委員にお願いしたいと思っております。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

1号議案です。申請地は立木字和合前地先外2筆、田125㎡、畑1764㎡、計1889㎡を売買しようとする申請です。買受人は立木の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、買受人の居住地の同一地区内にあるため、とのこと。買い受ける農地にて水稻、ナス、キュウリ、トマトの作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機を所有しています。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬の使用方法について地域の防除基準に従うとのこと。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続いて第2号議案です。申請地は六ツ野字下沼地先、畑222㎡を売買しようとする申請です。買受人は高師の★★さん、売渡人は六ツ野の★★さん外1人です。申請理由は、所有者からの要望と、経営面積の拡大のため、とのこと。買い受ける農地にて、ほうれんそう、トマトその他野菜類の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき市内の農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。長生村、山武市、白子町にそれぞれ自作地があり、長生村農業委員会と山武市農業委員会から耕作証明が、白子町農業委員会から農業経営の実態証明がそれぞれ提出されております。各農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、利用状況調査による遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、耕運機を3台所有しており、田植機、コンバインはリースにて対応します。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬等の使用については、周囲の農地等に影響を及ぼすことのないように調和のとれた農業をします。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続いて第3号議案です。申請地は木崎字池尻地先外6筆、田231.22㎡、畑1155㎡、計1386.22㎡を売買しようとする申請です。

買受人は東部台3丁目の★★さん、売渡人は習志野市の★★さんです。申請理由は、申請地は、買受人の居住地や耕作地に近いため、とのこと。買い受ける農地にて各種野菜の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、売渡人とは親類にあたり、近隣農家と協力して地域の農業の荒廃化を防ぎたいとのこと。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

説明は以上でございます。

会長 第二小委員長から報告をお願いします。

第二小委員長 審議の結果、1号議案から3号議案については許可となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議いたします。現地調査もしております。1号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 畑の部分は意欲もあると思います。田の部分も小さい所ですが耕作する意思もあると思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 地元の★★委員いかがですか。

★★委員 買受人の★★さんからも聞いております。今後管理していけるようであれば、許可でよろしいと思います。

会長 1号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということでも決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 買受人が管理していければ、許可でよろしいと思います。

会長 地元の★★委員いかがですか。

★★委員 現在植わっている柿の木を伐採して利用するというのであれば、許可でよろしいと思います。

会長 2号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可ということでも決定いたします。続きまして3号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 聞くとところによると、定年後の畑仕事ということですので、きれいに耕作してくれると思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 ★★さんは定年を迎えまして、自分の家の前の畑をやっているんですけど、増やし

ていきたいということで、ちょうど本家・分家の関係にある★★さんから買ってもらいたいという話があったそうです。許可でよろしいと思います。

会長

3号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可ということで決定いたします。

続きまして農地法第4条の規定による許可申請についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。

4号議案です。申請地は、早野字仲畑地先、田823㎡です。早野の★★さんが、太陽光発電施設用地として転用する申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地以外に太陽光発電ができる所有地がないため、とのこと。事業計画としては、太陽光パネルを342枚設置します。

次に転用許可基準です。立地基準について申請地は、水管、ガス管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域であり、申請に係る農地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、その他の公共・公益的施設が存する農地に該当することから、第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請として、再生可能エネルギー発電事業の認定を受けており、市都市計画課に太陽光発電設備設置事前協議申出書、市土木管理課に法定外公共物占用許可申請書が提出されております。地域説明については、自治会に説明してご理解を頂いており、改めて説明会などの要望があれば伺うことになっているとのこと。市都市計画課にて確認済み。周辺農地の営農条件への支障について、整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透です。★★水利組合より同意書が提出されております。土地改良区は解散済みで意見書は不要と確認しております。確認が必要な隣接農地所有者及び耕作者は2名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長

第二小委員長から報告をお願いします。

第二
小委員長

審議の結果、4号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長

それでは審議いたします。現地調査もしております。★★委員いかがですか。

★★委員

地域住民の皆さんにも同意を得ているということであり、また第3種農地ということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

ある方がずっと耕作していた所ですが、田が深いという話を以前聞いていました。申請人は過去に同じ早野地区で太陽光発電の事業をかなりやっていて、今回自分の土地に設置するということですが、地元の★★水利組合からも同意を得ているということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長

4号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明します。

5号議案です。申請地は、上茂原字吉原地先外1筆、田875㎡です。上茂原の★
★さんが上茂原の★★さん外1人から使用貸借の権利の設定をして、駐車場及び資材
置場用地とする申請です。申請理由は駐車場、資材置場が手狭になったため、土地選
定理由は会社から近く利用しやすいため、とのこと。事業計画としては、駐車場、
資材置場を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっ
ていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2
種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請は、あ
りません。周辺農地の営農条件への支障について、整地のみで埋立ては行いません。
排水は、雨水のみで自然浸透です。★★土地改良組合より意見書が提出されてお
ります。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

なお、申請地を昭和60年5月頃から許可を得ず駐車場及び資材置場として使用し
ていたため、譲受人、譲渡人双方から始末書が添付されております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付さ
れた必要書類で確認しております。

続きまして6号及び7号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地
は、東部台三丁目地先外2筆、畑1943㎡です。早野の★★さんが習志野市の★★
さん外1人から土地を買って、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地
選定理由は、周辺環境も整備されており、要望があるため、とのこと。事業計画
としては、区画平均面積217㎡の宅地9区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農
地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はあ
りません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いま
せん。排水は、公共下水道へ接続としておりますが、一部下水管未工事のため建築時期
によっては合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流となります。確認が必要な隣接農地所
有者はありません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付さ
れた必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、東部台三丁目地先、畑578㎡です。東京都
の★★さんが千葉市の★★さんから土地を買って、建売分譲用地とする申請で
す。申請理由及び土地選定理由は、平坦で閑静な住宅地であり、住環境にも適してい
る土地であるため、とのこと。事業計画としては、平均建築面積54.40㎡の
住宅3棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農
地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請
はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事は行いません。排水
は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はありません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付され
た必要書類で確認しております。

続きまして9号及び10号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。本申
請地の登記簿地目は農地ではないものの、現況農地で農地台帳に登録があるため農地

法の制限を受け、許可を要するものです。申請地は、東郷字富士見地先、登記簿地目原野、現況地目田1354㎡、畑495㎡、計1840㎡です。茂原の★★さんが東郷の★★さん外2人から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、閑静な住宅街で生活環境が整っている地域であるため、とのことです。事業計画としては、区画平均面積251.59㎡の宅地6区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請として市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書、市土木管理課に道路工事施工承認申請書、市生涯学習課に埋蔵文化財の取扱い確認書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事はいりません。排水は、合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11号議案です。申請地は、小林字芝地先、田330㎡です。東部台の★★さんが長尾の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在の住居のアパートが手狭になったため、土地選定理由は利便性が良く、教育環境に最適であり、日当たりが良いため、とのことです。事業計画としては、建築面積52.58㎡の住宅1棟と建築面積34.51㎡のカーポート1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は敷地内の土を切り盛りし整地、造成工事を行うとのことです。排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案及び農地法第5条の許可後の計画変更承認申請の17号議案です。申請地は、長尾字立ヶ腰地先、田484㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業24街区地先、面積202㎡です。北塚の★★さんが東金市の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請地は、令和2年7月1日付けで宅地分譲用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、今回住宅販売を行うため、計画を変更するものです。申請理由及び土地選定理由は、現在借家に住んでおり、区画整理内なので住環境として整っており住みやすい場所であるため、とのことです。事業計画としては、建築面積62.93㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。造成工事はいりません。排水は、公共下水道に接続済です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号議案です。申請地は、長尾字立ヶ腰地先、田168㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業25街区地先、面積112㎡です。東京都の★★さんが市川市の★★さん外1人から土地を買い受けて、共同住宅用地とする申請です。申請地は、昭和49年6月17日付けで共同住宅用地として農地法第5条の許可を受け既に建築面積83.86㎡の共同住宅1棟を建築されておりますが、換地処分前で地目変更登記ができず、登記簿地目が農地のままであるため、再度農地法の許可を要するも

のです。申請理由及び土地選定理由は、賃料収入を得るために区画整理地内で上下水道が整備されており環境が良かったため、とのことです。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。造成工事は行いません。排水は、公共下水道に接続済みです。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして14号議案です。申請地は、腰当字川向地先、田142㎡、農地以外の土地496㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業18街区地先、面積331㎡です。東茂原の★★さんが東部台の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は家族と同居しており子の出産により手狭となったため、土地選定理由は、生活立地が良く予算と合致し水害がないため、とのことです。事業計画としては、建築面積74.94㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。造成工事は行いません。排水は、公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして15号議案です。申請地は押日字惣手地先、畑608㎡、農地以外の土地3365㎡、計3973㎡です。押日の★★さんが押日の★★さんから土地を買い受けて作業用車両置場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、既存の敷地内で石材等の陳列スペースが不足して、作業用車両置場が手狭になってきたため、とのことです。事業計画としては、作業用車両置場6台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして農地法第5条の許可後の計画変更承認申請の16号議案です。申請地は、木崎字小池地先、畑354㎡です。茂原の★★さんが木崎の★★さんから使用貸借の権利の設定をして、専用住宅用地とする申請です。平成27年9月15日付けで★★さんが専用住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、豪雨等による浸水被害を懸念し平屋建て住宅から2階建て住宅としたため、計画を変更するものです。申請理由及び土地選定理由は、農業後継者用の分家住宅を建築し、農業集落排水を利用でき周辺農地への支障が少ないため、とのことです。事業計画としては、建築面積90㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、土地改良事業施行区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される場合は、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである

ことから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市土木管理課より法定外公共物占用許可が出ております。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は東郷第一農業集落排水に接続します。両総土地改良区より意見書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません、

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長 第二小委員長から報告をお願いします。

第二小委員長 審議の結果、5号議案から17号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議いたします。現地調査もしております。5号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 現地は既に相当前から駐車場及び資材置場として利用されています。付近も住宅地となっていますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 第2種農地ということで、かなり前から資材置場なり駐車場で使っていたようですが、特にここについて苦情等も聞いておりません。許可相当でよろしいと思います。

会長 5号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして6号及び7号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 住宅用地として開発された所ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 6号及び7号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号及び7号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして8号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 こちらも既に住宅用地として開発された所ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 8号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして9号及び10号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 富士見緑道の脇で、周りも住宅地になっていますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 9号及び10号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号及び10号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案です。★★委員いかがですか。

- ★★委員 用途地域内で問題ありませんので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 11号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして12号及び17号議案です。ゆたか土地区画整理事業地内ですので、小委員会の報告のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号及び17号議案については、許可相当ということで決定いたします。
- 続きまして13号議案です。こちらもゆたか土地区画整理事業地内ですので、小委員会の報告のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案については、許可相当ということで決定いたします。
- 続きまして14号議案です。こちらも同じくゆたか土地区画整理事業地内です。小委員会の報告のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして15号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 第2種農地で隣地の★★さんが場所を上げたいということで、問題無いと思われまので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 15号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして16号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 当初平屋の予定だったものを、水害に備えて2階建てに変更したいということでの申請ですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 16号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは16号議案については、許可相当ということで決定いたします。
- 次に適格者証明願及び農地法第5条の規定による許可申請の単独申請についてであります。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 「適格者証明願及び農地法第5条の規定による許可申請の単独申請について」(5条競売)についてご説明いたします。
- 本申請は、申請人が農地転用を目的とした競売・公売に参加しようとするにあたり、買受適格の証明を受け、その後売却決定がなされ、5条許可申請がされた場合における許可・不許可の意見決定を予め示しておこうとするものです。
- それでは18号議案です。申請地は東郷字富士見地先外2筆、畑1981㎡、一体利用する農地以外の土地991.73㎡、合計2972.73㎡です。市原市の★★さんが落札して駐車場用地としようとする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在市原市で介護事業を展開しており、今回同時に入札に出ている老人福祉施設を利用するにあたり、申請地を入居者やホームの職員などの駐車場として一体利用したいため、とのこと。事業計画としては、58台分の駐車場とします。
- 次に、転用許可基準についてです。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。
- 続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事は砂利敷きを行います。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。
- その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

会長 第二小委員長から報告をお願いします。

第二小委員長 審議の結果、18号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは18号議案ですが小委員会の報告のとおり許可相当ということによろしいでしょうか。

★★委員 ちょっとよろしいですか。この事業はいつからやるんですか。

事務局 落札後、令和3年4月から開始とされています。

★★委員 4月から介護事業をやるわけですね。もし事業をやらなかったら、指導するわけですね。というのは、とかくこういった話は危ないと聞いているので。

事務局 県が許可を行う際には、目的通りに転用を行うように許可条件を付けますので、その通りに行われなかった場合には、許可条件違反として指導に当たることになると思います。

★★委員 県が改善指導していくということですね。許可の取消もありえると。

事務局 指導して、場合によっては許可の取消も想定されると思います。

★★委員 それは県の範疇ですからね。了解です。

会長 それでは18号議案ですが小委員会の報告のとおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは18号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして、審議の所要時間を考慮し、議案第40号から42号を審議いたします。議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)であります。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)ご説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは40号議案については承認とさせていただきます。
続きまして議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)ご説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは41号議案については承認とさせていただきます。
続きまして議案第42号茂原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第42号茂原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正す

る規則についてご説明します。
(内容等について説明する。)

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは42号議案については承認とさせていただきます。

続きまして議案第19号から39号第12回総会保留議案についてであります。経過を含め説明をまとめてお願いいたします。

事務局

議案第19号から32号、令和2年11月10日開催 第12回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請について及び議案第33号から39号、令和2年11月10日開催 第12回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

11月第1号から7号について、令和2年第12回総会にて、耕作の事業を主宰する申請人から計画内容について十分な説明を得られず、許可基準を判断出来なかったため、委員の皆さんのご指摘事項を説明したところ、申請人から、営農型太陽光発電設備設置事業計画及び営農計画について再構築するためという理由で12月末日までの回答延期願いが提出されました。これを受けて、前回総会では、一か月後にしっかりと見極めるために審議保留となりました。

これにより、11月第20号から26号及び11月第8号から14号についても、営農について判断出来ないため、審議保留となりました。

審議の流れは、まず申請地について申請人が新たに耕作するための許可を判断します。県の事務指導に従い、この3条許可の審議で一旦区切って、許可か不許可かを判断して頂く必要があります。また、今日は営農者ご本人にお越し頂いておりますので、議案説明の後で入室して頂き、直接質疑をよろしくお願いいたします。

次に、発電設備を設置するための一時転用許可の審議になります。これは、太陽光発電の売電事業者である法人が、太陽光パネルを張るための支柱等を農地に立てることの許可を受けようというものです。

最後に3条区分地上権です。これは、太陽光パネルを空中に張るため農地の空中部分の権利を得ようというものです。

参考資料として、既にお配りしている「令和2年第12回総会 議案第1～14号及び20～26号に係る議案資料」のほか、今回申請人から新たに提出された「第12回総会での審議保留の理由及び指摘事項についての回答書」及び「茂原市本納・豊岡地区営農型太陽光発電設備設置事業の事業計画書」を併せてご覧ください。

それではまず11月第1号から7号議案です。一体の営農計画となります。申請地は本納字上人塚地先外10筆、田749㎡、畑14623㎡、計15372㎡です。睦沢町の★★さんが本納の★★さん外5人から土地を使用貸借権の設定により借り受けようとする申請です。借人は平成30年設立の法人で、現在睦沢町にて3345㎡の農地で小松菜を栽培しています。申請理由は、販路を持っており、圃場を探していた、とのこと。借り受ける農地にてサツマイモの栽培を計画しています。

ここで、申請地における農業経営に係る実施計画書について簡単にご説明します。事業計画書の索引番号7番の農業経営実施計画書をご覧ください。当初資料との差し替えとなります。申請地ではサツマイモを露地栽培し、全体で33tの生産量を計画しています。販売計画として、★★さんへ販売して合計534万円の売上を見込んでいます。それに対する経費として約262万円を見込む計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在借人が耕作に供すべき市内の農地はありません。睦沢町に借入地があり、睦沢町農業委員会より農業経営実態証明書が提出されております。睦沢町農業委員会に確認しましたところ、現在賃借人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、資材倉庫、管理機、噴霧器を所有しています。その他、トラクター、ツル刈り機、マルチ剥がし機、掘り取り機、播種機を★★さんから無償で借り受ける計画です。労働力、技術については、構成員1名及び臨時雇用5名で従事します。なお、事業計画書の索引番号4番

及び5番のとおり、茂原市の認定農業者である★★さんと農作業受委託契約を結び巡回管理や生産指導にあたって頂くほか、農地所有者の★★さんや近隣居住農業者の★★さんと★★さんとも同様に契約を結び農作業の手伝いにあたって頂く計画です。さらに、地元企業の★★さん及び★★さん並びに★★さんから、若い世代の営農者を支援するためとして、人材支援・肥料提供・経営指導等を受ける契約を結んでいます。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっています。下限面積要件については、本申請により50アールを超えています。周辺地域との関係については、集落の会合に参加し、農道水路等共同施設の維持管理活動に積極的に参加することです。

最後に、農地について所有権、使用収益権、質権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得することができる農地所有適格法人に該当するか否かの判断についてですが、農地法第2条第3項に規定する法人形態要件、構成員要件、議決権要件及び業務執行権要件については適合しています。事業要件については、借人は、法人設立後3事業年度を経過していない為、新規就農者と同様に判断され、3事業年度経過後に確認されることとなります。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

次に、営農型発電設備に係る第5条の規定による許可申請についてご説明します。

11月第20号から26号議案です。農地法第5条許可による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地は、本納字上人塚地先外10筆、田749㎡の内0.202㎡、畑14623㎡の内2.583㎡、合計2.785㎡です。東京都の★★さんが本納の★★外5人から賃借権設定により土地を借り受けて、それぞれ一時転用許可を受けて農地に支柱を立てて営農型発電設備を設置しようとする申請です。

申請理由及び土地選定理由は、採光等の自然条件に恵まれた土地であるため、とのこと。事業計画としては、申請地に太陽光パネル計1580枚、支柱計476本を設置します。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けています。また、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出が提出されております。地域説明については、各申請地の該当する地区の自治会長に対して太陽光発電施設についての説明を行い各要望に対応しております。★★自治会では、前自治会長には直接了承を得たとのことですが、かねてより話のあった★★水利組合から開発行為は一切認めていないと説明があり、現自治会長からこのことを理由に同意しかねる旨の連絡があったとのこと。その後、地元との打ち合わせで、開発行為の扱いになるのであれば当該地は設備を設置せずサツマイモの栽培だけを行う農地として利用すると説明したとのこと。但し、現在のところ申請の取下げはありません。★★自治会では、自治会から提出された質問や意見に対して回答したとのこと。市都市計画課に確認したところ、その後自治会の評議員の会合にて、自治会としては優良農地での太陽光発電所建設には反対だが、どうしても設置する場合は、パネルの間隔を空けて農地に太陽光が十分入るような設備にしてもらいたいこと、周辺家屋に反射光による影響を与えないこと、という見解が提出されたとのこと。★★水利組合及び★★自治会では、組合長を通じて資料を配布したとのこと。市都市計画課に確認したところ、その後水利組合及び自治会から、営農型太陽光発電設備設置事業建設について、設備下での農業の十分な収入が得られるとは考えにくいこと、同じような施設での諸問題を聞いていること、★★地区での将来大規模農業が妨げられる可能性があること、をデメリットとして挙げた書面が提出されたとのこと。★★自治会では、自治会長に説明を行った上、土地所有者が自治会の総会にて説明し、問題はなかったとのこと。

市都市計画課に確認したところ、自治会は当初問題無いとしていたが最近になって設置に反対で事業者に詳細な説明を求めているようです。市都市計画課としては、説明会も実施しており説明義務は果たしていると考えているとのことです。周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等は行いません。排水は雨水のみで自然浸透です。両総土地改良区から同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はのべ12名おり、いずれも確認を得ております。一時転用の許可期間については、10年で申請されていますが、農林水産省の通知では、担い手が権利を有する農地を利用する場合または荒廃農地を利用する場合は10年以内とされているところ、★★さんは現在担い手と位置付けられておらず、また申請地はいずれも荒廃農地調査における荒廃農地に該当していません。

その他、設備の撤去時の費用を含め転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型発電設備の許可基準についてです。許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常の判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることが必要であり、営農が行われない場合、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっています。

これを判断するため、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書についてご説明します。

発電設備下部の農地における作付け予定作物はサツマイモです。必要な農作業の計画として、申請期間に合わせ10年目までの農作業計画を記載しています。5月から6月に定植を行い、中間管理を経て10月から11月に収穫を見込んでいます。利用する農業機械、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農業経営実施計画書のとおりです。次に営農への影響の見込みについてです。生育に適した日照量の確保は、パネル下部から生育した葉を日照が確保できるアレイ間に伸ばすため支障は生じないと見込んでいます。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保は、支柱の最低地上高が2.0mとなっていました。指摘事項の回答にありますとおり2.4mに、最高地上高は2.8mから2.9mに修正され、パネル下部へのトラクター搬入も可能としています。下部の農地の単収は、地域の平均的な単収10a当たり2490kgに対し80%の1992kgを見込んでいます。

以上の計画について、知見を有する者として、当初計画の睦沢町の★★さんから変更があり、茂原市の認定農業者である★★さんの意見書が提出されております。事業計画書の索引番号6番をご覧ください。意見書によりますと、申請地の現地確認を行った結果、23号議案の農地は排水改良が必要であるが、その他については特に問題はなく、陽当たりが良く、十分な収穫を見込めると判定しており、当該地でサツマイモを生産する場合の留意点として、排水不良圃場については、暗渠排水を実施してから耕作すること、20号及び21号議案の圃場は十分耕起を行い畝立てすること、マルチングを行い定植すること、畝間の除草管理を行うこと、としております。また、遮光率を考えた単収の検証についても、収量確保は可能な作物と判断できるとされております。

また、位置等からみて、周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要ですが、農林水産省の取扱いによると、集団農地の真ん中にある場合は、支障を及ぼすおそれがあると判断しております。さらに長生農業事務所では、農業機械が容易に横断できる四方をすべて農地に囲まれている農地は、これに該当すると判断しております。

以上が転用許可基準についての説明となります。

このまま続きまして、11月第8号から14号議案です。申請地は、本納字上人塚地先外9筆、田643㎡の内13.637㎡、畑14623㎡の内2675.814㎡、合計15266㎡の内2689.451㎡です。東京都の★★さんが本納の★★

さん外5人の土地に区分地上権を設定しようとする申請です。申請理由は、太陽光パネルを農地の空中部分に設置するためです。

次に許可基準についてです。区分地上権の設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため、同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありません。処理基準においては、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、賃借人等の権利者の同意については、農地の借人である★★さんから同意書を得ております。

なお、農林水産省によりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされています。

また、この3条許可の取扱いについては、転用許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされています。これは、転用が不許可となった時点でこの賃借権設定の効力が発生しないことから、区分地上権設定に係る目的が失われ、営農条件への支障のおそれがないことについて判定できなくなるため、許可できないものと考えられるためです。従いまして、転用が許可であれば同時に許可、不許可であれば同時に不許可、という考え方になります。

保留議案についての説明は以上でございます。

それでは、★★の代表★★さんに入室して頂きます。

<★★氏、★★氏入室>

会長

私、石井と申します。まず自己紹介のほどお願いいたします。

★★氏

皆様お世話になります。私、地元の東茂原に本社があります★★の★★と申します。測量設計のコンサル会社なんですが、主として上水道、下水道の実施設計をやっている会社です。また、今回申請する営農型太陽光発電所も山武市の蓮沼地区で5か所、自社で運営しております。下の農地では玉ねぎを生産しております。私は45年位前、茂原市に縁がありまして、★★や★★にもお世話になりました。当時習志野に住んでいたんですが、★★から話をもらって、押日の★★先生がやっておられた★★の仲介で東茂原に家を建てました。今は次男が後を継いで住んでいるんですが、私はまた大芝に土地を購入して家を建てて現在に至ります。過去に茂原市の都市計画委員を2年間務めさせて頂きました。自分なりに茂原市の状況をよくわかっているつもりです。45年前というのは、緑ヶ丘の住宅供給公社の関係で、★★が当時係長で私が学生のアルバイトで、それから観音前ですか、そうした区画整理も一緒にやってお世話になっていました。そうした関係があって茂原市へ越してきて、息子達の会社も茂原で始めております。

今回の★★の★★ですが、お世話になった★★の縁もあって、自分の次男と同級生で昔からよく知っていたものですから、彼はお父さんを早く亡くして、何かあれば自分の子供のようにしてきた人間です。★★の現在の生活状況は、お母さんと妹さんの3人で暮らしてしまして、お母さんと妹さんは会社に勤めております。家自体は、アパートを2棟20世帯、3階建てのマンション1棟、その他に土地を駐車場で貸しており、今現在の生計というのは問題無いんですが、うちの会社に4、5年前から来ている間に「農業で地域に貢献することをしたい」という本人の申し出があったものから、この循環型営農計画というものを私の方で考えまして、準備期間に4年位かかっています。それで地元の企業として彼を支援して、申請者にしたところですが、本当に申し訳なかったのは、農業委員の方々、11月総会の3条に係る審議で迷惑をおかけしまして申し訳ありませんでした。というのは、この本納・豊岡地区再生可能エネルギー循環型営農計画、これは太陽光発電とバイオマス肥料を使う事業計画が、10月、11月の段階でまだ未完成のまま申請してしまいました。委員の皆様指摘を受けた内容を含めて事業計画の見直しを行い、本日回答を含めて皆様にお伝えしたい

と思います。

当初から考えていましたのは、★★の★★が農業をやりたいということで始めた会社ですが、うちの★★、これが発案者、事業支援会社で、今日社長の★★が来ております。それからもう一つの事業支援会社、南吉田にあります★★の★★社長も出席しております。★★は都合上来れないんですが。皆様に色々心配をかけたのは、この一人の人間が7か所の農地をちゃんと耕作出来るのか、そういう指摘を受けましたので、今回、事業計画書の中の組織と役割、これを確実に・・・(資料を確認)

会長

★★会長、時間の関係もあるんですが、資料は事前に確認させて頂いていますので、委員の皆さんからの質疑応答でこの後またお願いします。

★★氏

そうしましたら、11月に指摘を受けた内容だけ受け答えしてよろしいでしょうか。まず、本当に農業が出来るのか指摘を受けまして、協力してくれる方と契約を結びまして、実施計画書を作成しました。代表的なこととして、現在の状況と将来の取組を記載しました。リースで対応している農業機械については、営農2～3年を目安に順次購入する予定です。リース先は★★にしてあったんですが、★★も同じサツマイモを作るということで、県から指摘を受けまして、時期が一緒になるから他の所を確認した方がいいということで、本日出席して頂いている★★の★★社長に話したら、「じゃあこれは全部うちの方でリースします」ということになり、無償で★★さんから★★にリース対応します。

2番目、労働力について明確になっていませんでした。繁忙期の5～6月の苗の植付け、10～11月の収穫期、機械化はするんですが、農地所有者の★★さん、近隣に住んでいる★★さん、★★さんと農業の手伝いの契約をして、労働力を確保しました。それから、本人の技術力についても皆さんから意見がありました。記載していなかったんですが、彼本人も4年前から準備しまして、山武市の太陽光パネル下で2018年12月から2019年6月に玉ねぎの生産を一作やりました。昨年4月から11月にはサツマイモの一連の栽培作業もやりました。そういうことで、経験は浅いんですが、パネル下での作業は習得しています。不明点が生じた場合は、茂原市の認定農業者である★★さんに指導を受けられるように、生産指導の契約をしました。大きな指摘事項というのは、機械のこと、労働力のこと、技術のこと、そういう心配がありますという指摘を受けたと思います。それに対して今回、事業計画書の中に記載させて頂きました。これは、書面で契約書という形で整っています。現地の方は★★先生に見て頂いて、サツマイモが本当に取れるかどうか、どうしたらいいか、ということについて、こういうことをやれば大丈夫だ、という確認を取っております。

あとはですね、地元の会社が、★★の★★をバックアップします。もし彼に何かあっても、★★も★★も従業員はいっぱいいます。農地に関しては、責任を持って我々はやれます。それだけお約束させて頂きたいと思います。決して一人でやるわけではなく、地元の会社がみんなで盛り上げてやっていきますということです。私たちがなぜこの★★の会社をバックアップするかというと、やはり地域の貢献です。今回の営農型太陽光発電というのは、農業者のための太陽光発電なんです。どこの企業が発電所を持って、農業をする人のために、今回の場合ですと20万円を6か所で120万円です。1か所、地域の方と話したところ、「発電所を建てるのは開発行為に当たる」という見解の方がいるということで、これは無理にやるつもりはありません。地域の方と一緒に農業をやるつもりですので。そこで、「サツマイモを作るだけだったらいいよ」ということでしたので、発電所は作らずサツマイモを作っていきます。要は、仲間入りして、一緒に仲間を増やして、農作物の生産は元より加工と販売、この六次化というのを、★★も★★もやりたい。一番大事なのは、集落排水で出るバイオマス肥料。これを農地に還元して、循環型の社会、循環型の農業というのを確実にやっていきたいんです。

会長

よろしいですか。

- ★★氏 はい。よろしくお願いします。ありがとうございました。
- 会長 それでは、いま★★会長からお話がありましたけれど、私から一、二点あらためてお聞きします。★★さんの本業は、どういうお仕事ですか。
- ★★氏 測量と上下水道の計画と実施設計、これをメインにやっています。土木もやります。開発行為で、全国区で動いていまして。実は私自身、★★系列の開発部長を兼務しております。北海道から九州まで、発電所の関係のこともやっております。
- 会長 今色々お話の中で、意気込みは感じるんですけど、実際に★★として営農型太陽光発電事業に取り組んでいるのが、蓮沼にある施設ですよ。これはまだ結果は出ていないですよ。
- ★★氏 3年目です。1年目は、玉ねぎの収穫をしました。2年目は、台風の影響で苗が飛んでしまって、山武の農業委員の方にも見に来て頂いて、今期は作れないということでした承をもらいました。今年は、既に苗の植付けが終わっております。
- 会長 こちらの現場も拝見させてもらったんですけど、スタッフは現地の方々をお願いしているんですか。
- ★★氏 そうです。そこの下部の土地というのは、私の義兄がやっています。そこがメインで管理をしてもらって、★★が手伝いに行ったり、農業者が入ってやっております。結局、周りとの調整、そこだけ荒らしておくわけにいかない。周りとの歩調を合わせて、水利組合とかと草刈り、そういったことで人が必要なときは私の会社からも人を出して、地域と一緒にやります。それを既に3年やってきています。
- 会長 更新はまだなさっていないんですね。
- ★★氏 今期で更新です。
- 会長 周辺には、他の営農型太陽光発電事業をやっている方がいらっしゃる。そちらと比較すると、形が違いますね。パネルの間隔を空けて太陽光をしっかり入れて、高さもしっかり取って、という形に見受けられなかったのですが。
- ★★氏 トラクターが入れる高さ3mのものも5か所やっています。
- 会長 他はもう少しゆとりのある形だという所を見させてもらったんです。それから★★さんにお聞きします。睦沢の圃場の収穫は480kgということで、たしか3000㎡の畑ですよ。実際に作られているのは、その半分くらいですか。
- ★★氏 そうです。1000㎡になります。
- 会長 年間を通して、どのような作付け計画を考えていますか。
- ★★氏 小松菜は、3月から4月と9月から10月に播種から収穫と、年2作で2tの収穫を考えています。
- 会長 今回、収量はどうですか。穫れそうですか。
- ★★氏 穫れると思います。大丈夫です。
- 会長 それでは、委員の皆さんからご質問をよろしくお願いします。

- ★★委員 ★★と申します。今、睦沢の方で小松菜を1反5畝、1反歩ですか。今回の申請ですと、その10倍、15倍。場所も点々としているということですね。今回、太陽光発電の協力金が前提にあつての営農ということなのですが、もしも太陽光発電の設置が無かった場合には、耕作出来ますか。
- ★★氏 金銭的に難しいと思います。
- ★★委員 では協力金が無かった場合には、耕作は出来ない、営農はやらないのですか。
- ★★氏 そういうわけではないですけど。
- ★★氏 本当は、何も無くてもやるつもりはあります。
- ★★委員 ★★さんとしては、太陽光パネル云々ではなく、営農はおやりになるということなんでしょうか。
- ★★氏 この審査が通れば、やります。太陽光が無くても。
- ★★氏 元々農業がやりたいということでうちに来たのだから。それを皆さんに話して。
- ★★氏 はい。
- ★★委員 今睦沢でやっている面積に比べると大変な規模の面積に挑戦するという事は、それはそれでたいしたものだと思います。私が聞いたかったのは、上が、太陽光発電がどうこうではありませんということによろしいですね。
- ★★氏 はい。頑張ってやっていきます。
- ★★氏 すみません、本人は皆さんの前で喋るのがちょっと苦手なんですけど、意識として、意欲としては、太陽光があってもなくても、農業をやって生活を立てたいという気持ちを、うちに来て4年間言っていたんです。ですから間違いなく彼は農業をやります。
- ★★委員 そのことの確認です。
- ★★氏 それが皆さんに強く伝わらないと、大丈夫なのかという不安が出てくると思います。本人は口下手なんですけど、農業をやるつもりでやっていますので。実は睦沢で小松菜生産をやっていますが、その間に研修を入れたんです。パネル下の農作業が主になってくるので、うちの蓮沼の発電所の下の農作業と、川島のサツマイモの作業、その他に暗渠排水がどういうものかというのも宮城県の方に勉強に行かせていたんです。そうした合間に小松菜を生産していたものですから、収穫量も上がらなかったんです。気持ちは十分持っています。
- ★★委員 ★★の★★と言います。上の太陽光発電が無くても農業だけはやりたい、という強いお答えを頂きましたけれど、この計画の中に畝幅などの数値が出ていますが、この図面のとおり植付けをやるわけですね。
- ★★氏 はい。
- ★★委員 先ほど他の圃場では収量が少ないような話もあったので、こういう質問をさせて頂いたんですけど。では図面通り植え付けるとして、いつ頃までに植付け作業を始める計画ですか。

- ★★氏 苗植付けは5月にやるつもりです。それまでは★★さんから出た集落排水を使った乾燥肥料を圃場に撒いて、2、3か月寝かせてからやろうと思っています。
- ★★委員 ということは、そろそろ来月末あたりから始めなきゃならないですよ。
- ★★氏 はい。
- ★★委員 それこそ圃場が点在して7か所ありますけれど、植付け適期に計画の人数で作業をこなせるのか。
- ★★氏 地元の★★さん、★★さん、地主の★★さんに手伝って頂き、それでも足りなければ地元企業の★★に人を借りてやろうと思っています。
- ★★委員 分かりました。
- ★★委員 法目の太陽光パネルの設置を見ますと、作物が作れるような状態ではないですよ。パネルの間隔がですね。ほとんど採光が取れないでしょう。
- ★★氏 いや、この配置でも時間とともに日光が入ってきますので。
- ★★委員 粟生野もそうですね。法目と粟生野です。小松菜はですね・・・
- ★★氏 小松菜はここではやらないです。茂原は全部サツマイモです。
- ★★委員 サツマイモでも、この間隔でパネルを設置すると採光がほとんど取れないですよ。
- ★★氏 資料に実際の農業風景の写真を載せています。
- ★★委員 私自身も農業をずっとやってきていますが、農業で収益を上げようと思ったら大変なことですよ。パネルの間隔が非常に詰まっているものですから、これだとちょっと無理じゃないかなと思ってお聞きしたのですが。その点を考えてもらいたいと思います。
- ★★氏 ご指摘を受けまして、農地の面積に対して採光を考えて、遮光率を考えてやっていきます。ありがとうございます。
- ★★委員 もう一つよろしいですか。先ほどの★★さんの紹介の中で、ご家族が3人で、アパートとかマンションを持っていて、とりあえず生活には困らないというようなことを伺ったんですけど。なおかつ農業をやりたいと。その志は大変立派なものだと思っています。その上で、太陽光発電の支援に頼らなくても、本当に農業をやりたいのであれば、農業だけでやっていくことも可能じゃないでしょうか。その辺のところ、★★さんのお気持ちをお聞かせ願いたいと思います。
- ★★氏 申し訳ありません。これは私が4、5年前にこういう循環型のものをやりたいというしくみがあったんです。そこでたまたま★★が農業をやりたいと。じゃあ農業をやるためにはどうするか。そこで、農業会社を立ち上げて、睦沢で3反歩借りたのが今の会社の始まりだったんです。私の考えは、農業者のための営農型発電設備という農林水産省からの促進策が出たものですから、自分の蓮沼のほかにも、今回、茂原の方でもそういうものがあるというので、じゃあ「★★君、農業をその下でもやれるか」ということで、それをそもそもやってくれという方向で話をしているものですから。この次のステップで、もう少し違うことを考えているんです。というのは、この7

か所で今申請していますが、これとまったく同じものがあと50か所この地区にありまして、そこの農業をやるのは、彼の会社ではもう一杯一杯なんです。1.5ヘクタールのサツマイモを機械化してやるのが丁度良いくらいだということを★★先生にも言われています。それが3ヘクタールになってしまうと、誰か他の農業をやってくれる方をご相談したいんです。農地中間管理事業とか色々あると思うんですが。50か所の所有者の方から了解をもらって、そこに経済産業省のIDが付いているものが50か所残っているんです。それを同じシステム、これはそもそも農業者のための発電設備という農林水産省の促進策ですから、発電収入の中から農業収入に入れるという条件で契約し、そこまで僕らは無償で、農業をやってくれる人達のためにこのしくみをやります。農業をやってくれるのであれば、あと50か所分を手伝って頂きたいとか、やりたいという方がいれば、無償でサポートしていきます。最終的に何がしたいかということ、空いている農地の再生をしたいんです。再生したら何をするかというと、農業生産体験・収穫体験をして、オーベルジュというレストラン、宿泊施設、こういうものを作りたいという考えがあるんです。資金的なもの、企業には、もう渡りはつけてあり問題は無いんですけど、問題があるのは、この50か所の今再生出来ていない農地を再生していないと、他から人が来てもよろしくないんです。農地の再生、循環型ということで全国発信していくつもりがあるんです。今7か所申請していますが、この7か所は何としてでも、★★、★★、★★、地元の企業でバックアップして、人手もバックアップして、何かあった場合でも確実にやりますという約束は出来るんです。残り50か所というのは、農業をやる方のためのIDを取ってありますので、僕らはそこで儲ける必要はまったくないんです。相手の農地を再生してもらいたいという気持ちがあって、このやり方を賛成して頂ける、農業をやるという方がいらっしゃれば、同じことをそっくりそのまま無償でやります。何が目的かということ、最終的には六次化です。生産までをやってもらって、次の加工と販売、それから体験型、レストラン、宿泊、そういうものを自分達でやる財力は持っています。企業も既に当たりはつけています。出来ていないのは、太陽光の下の・・・

会長 会長、委員の皆さんから申請の質問をお聞きしたいので、すみませんが。

★★氏 はい。すみません。

会長 ほかにお願いします。

★★委員 ★★さんは、たしか下永吉と伺っています。★★さんは陸沢町に会社があるんですよ。長生郡の南端の方ですね。申請地の粟生野は長生郡の北端。もし★★さんが会社に出勤して、そこから粟生野の農地に行ったら1時間以上かかるのでは。それとも自宅から通うのか、そののところが聞きたいんですが。

★★氏 今住まいが茂原の下永吉になりまして基本そこから直接圃場に行く形になります。

★★委員 収穫物は、粟生野から大上の倉庫に運ぶということですか。

★★氏 自宅にも倉庫がありますので、そちらに保管しておこうかなという形になります。

★★委員 そこで調整して出荷ということですか。

★★氏 そうです。そこでサイズ分けや一箱20kgにして、そのまま★★に出荷という形になります。

★★委員 ★★の★★と申します。位置図の1番、4番、5番、6番、7番が私の担当に近い地域です。畑の条件としては、4番、6番、7番は排水路が無く、排水状況が困難なのは特に4番です。こういった圃場でもサツマイモを作付けするというのですが、

はたして十分な収穫が出来るかどうか、検討しておるでしょうか。

★★氏 4番の排水が悪い所は、★★さんに土木工事をお願いして、計画書の改良図で見ますと、赤枠の内側が事業区域、四角が太陽光パネルの位置になりまして、青い線に沿って、深さ約1m、幅20cmの穴を掘って、50cmほどもみ殻を入れて、埋め戻します。それで排水は大丈夫なので、工事をして営農をやっていきます。他の土地も悪いようでしたら、この排水設備をしていきます。

★★委員 私は地元だから詳しい方だと思いますけど、4番の排水路は、暗渠排水を設けても流れていく場所が無いですよ。

★★氏 排水計画を担当した★★の★★と申しますが、これは雨が降っている状態のときはどこの圃場も一緒なんです。雨が降り終わった後に雨だまりができる所があると聞いて、やっています。雨が降った後の水たまりを一気に圃場下50cm以下に戻す、これが暗渠排水。地下浸透しか考えていないです。流末、どこかに排水路があれば、暗渠排水の勾配を取っていますので、配管を付ければそのまま流れていくんですが。とりあえず、雨が降った後に水位が下がるやり方を今回ここでやります。後の圃場は、全部一か所ずつ★★先生と現地を歩いて、周囲で排水がどうかを見て頂いて、その時No.4は周りの人からも言われたように暗渠排水をしないと難しいよと言われてました。それ以外の所は十分な耕起をすれば、畝立は出来るという判断でやっております。悪い状況であれば、僕らは土木もやっていて、宮城県の丸森町でも同じことをやってきました。水害の後に畑の水を引くにはどうしたらいいかということで、地下浸透をメインにして、一気に水を、雨が過ぎた後に半日で50cm下がるんです。そこから上ってというのは耕作出来るんです。No.4はずっと調べたんですが水路敷きが無いんです。そういう関係で排水先を持っていないんですけど、水位を下げる方向を考えて、ここで暗渠排水をやります。

★★委員 そうです、4番は排水先がありません。それから6番、7番は排水路がありません。そういった状況下でも畑をやりたいという意味はございますか。

★★氏 はい、あります。工事の方は★★さんをお願いして、出来る状態になってから耕作をやりたいと思っています。

★★委員 ★★と申します。今、★★さんや★★さんのお話を聞いて、農業に意欲があると。特に農地を活用、再生したいと。そういうのが大きな目標だということですよ。その中で営農型太陽光というのを、手法というか、取り組むという話ですよ。

★★氏 はい。

★★委員 何が問題かと言ったら、要は営農なんですよ。営農がネックになって、紆余曲折、我々農業委員会としては大変な思いをして、審議してきたという長い経過があるわけです。そういう立場を踏まえて言いますと、農業委員会から11月の議論を経て色々な指摘事項がなされて、それに答える形で今回、あらためてこの計画書を出して頂いたわけですが、その中で考えていくと、やはり営農をどうするのかと。その点は、最初の★★委員の質問で、太陽光発電が無くても農業の再生は何としてもやりたい、ということですよ。

★★氏 はい。

★★委員 太陽光が無いならやめるという立場ではない、ということですよ。

★★氏

違います。

★★委員

だとすれば、こんなことはあまり言いたくないんですが、これは色々な制度に乗った事業ですから、今の営農型太陽光発電事業というのは、営農のレベルでいうとかなりハードルの高い事業なんです。例えば収量がどうか。そういうことを考えていくと、その基準を満たさないと、国の制度上、最終的には設置した太陽光パネルの撤去命令ということまで行くような制度なんです。そんな話にならないように願っているわけですが、制度的にはそうなっちゃう。そうなった場合、事を始める前の腹づもり、覚悟として、そういう指導を受けたらこの太陽光パネル施設を撤去するという腹づもりでこの事業に臨むのかという、その辺の腹づもりをまずお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

★★氏

本来であれば、営農をやる我々が発電設備を持っていれば、★★先生に言われたことに「撤去します」と言えるんですが、資金の関係で事業者が別になるんです。ただ、「撤去させます」という言い方は出来ます。というか、そういう行政指導を受けるような営農はいたしません。★★が頑張って4名の地元の方とやっても出来ないくらいであれば、★★、★★、地元の企業が手を貸します。農業が一番この中で大事だと思ってやるわけです。食の安全ということで、農業をやりたいということで始めていますので、農業を捨てることは無いです。会社は違う仕事をしていますが、会社以外のことでも農業を手伝うことは出来ます。★★の★★社長も、後ろにいます★★も、同じく農業に関しては逃げられないと思っています。東京の業者ではありません、地元の業者です。その地元の業者と一緒に農業をやっていきます。★★先生、どうでしょうか。逃げません。確実にやります。

★★委員

当然、下の営農する部分と、上のパネルで事業をする部分は違うんだけど、事業的には一体だよ。一体的に営農型太陽光発電事業という、一階建て、二階建ての事業をするわけですよ。たしかに営農する部分の皆さんにすれば、上の事業をやる人が「撤去します」というのはイコールではないかもしれないけど、そういう形の事業をするとすれば、上の業者と話して「そういう場合は我々の責任かもしれないけどそのときは撤去してください」と言う腹づもりを聞いたんですよ。それは「そういう営農には絶対しません」と言うに決まってるよね。そんな腹づもりじゃ、これでは本気になってるのかなって我々も考えるわけです。それから、★★社長も昔からよく知っているから、大体彼の考えは分かるよ。この営農型太陽光発電事業というのがいかに大変か、特に我々は、茂原の農業委員会に身に染みて感じているわけです。あと営農の条件というのは圃場による。地域による。近隣の環境もみんな違うよね。★★さんは、たしかに若い時からサツマイモを手掛けて百姓を始めたという彼の歴史がある。その頃から私も良く知っていますけど、彼は粟生野とか南吉田とかでサツマイモをやったんです。かなり注目もされるようなことを若い時やったのは知ってるけど、その条件と他に問題になっている所、例えば法目の条件というのは、見た目とは違った、その場に合った形でやっていくというのが必要なので、もうちょっと研究して、それを乗り越えられるような方向性を持ってやっていただければと個人的には思っています。営農型太陽光発電事業というのは、何をおいても下で営農をきちんとすることが一番のネックですよ。これはなかなか大変だと思います。だから、やるんだったら最終的にそういう腹づもりを持ってやる必要があるんじゃないかと思ったので、お聞きしたわけです。

★★氏

ありがとうございます。手前ども、今頂いた意見で一生懸命やりますので、よろしく願いいたします。

★★委員

★★と申します。循環型農業ということについては私も賛同しますが、畝を決めて計画的に入れたとしても、実際にやるのに管理用通路が無いと非常にやりづらいんです。今までこのようにやられてきたというのであれば、その辺の実績を見させてもら

わないと、維持管理においてはなかなか難しい。それと、地域のモデル事業にしたいと言う割には、今回の7か所における発電量が全部同じというのは、私としては言葉と裏腹な状況が図面上に出ているので、ご説明頂けませんか。

★★氏

まず、モデル事業にしたいと言いますのは、この7か所でモデルは出来ないんです。というのは、あと50か所あります。いや、7か所でも出来るんですが。再生可能エネルギーの循環というのは、太陽光発電、それから農業集落排水から出るバイオマス肥料、この肥料を圃場に循環させます。太陽光発電はそのまま一世帯4人家族、一個で7軒分ですね。これが自然エネルギーに替わるという、正に再生可能エネルギーを循環しているというモデルなんです。この太陽光とバイオマスを圃場に還元するという事業を全国発信したい。両方セットでやっている所はまだ無いんです。去年の12月に、私どもこの20倍の規模のものを八ヶ岳でやってきました。ただそれは太陽光だけの話であって、バイオマス、集落排水から出る肥料の還元はしていないんです。還元しているのは、ここの地域が初めてなんです。太陽光とバイオマスを一緒にやること、それが大事なんです。それを今の7か所、その中の1か所は、発電設備は好ましくない地域の方がおっしゃってましたので、発電設備は作らないでサツマイモ畑だけをやります。そこにも圃場にバイオマス肥料を使います。それも循環型の一つになりますので。

★★委員

それですと、経済産業省の話として動かれて、農林水産省における営農型じゃなくてもよかったんじゃないですか。今回のものは、営農型でいきたいということですよ。パイロットとして動かれて、この地区をモデルにしたいということをお頭でおっしゃっていたので質問したんですが、そうしたら全体を考えてモデル事業にしたいというお話をされましたので、そうするとふりだしに戻らなきゃいけないので、今の回答でいいのかなと思ったんですけど。

★★氏

このIDというのが、野立ての太陽光発電のIDではないんです。農地に作るという条件のIDだったんです。農地に付ける低圧発電、最大50kWまでという括りの中でIDをもらったんです。ここで作る発電所というのは、低圧の50kW未満の営農型という条件になってしまうんです。

★★委員

そうすると、面積に対しても50kWと決まっているから、この49.5kWにしているということですか。

★★氏

そうです、2000㎡ある土地の中でも50kW未満しか作れないです。

★★委員

遮光率の問題はどうなるんですか。

★★氏

遮光率は、全体の圃場で収穫量の8割を満たせばいいですよと。

★★委員

今の話でいくと、7番は1反歩位で500㎡位が太陽光パネルになっているんですよ。それで遮光率30%と計算されていますが、その根拠はどう説明するんですか。

★★氏

単純に割り算すれば遮光率が出てくるんです。太陽光パネル/敷地面積というやり方で決まっているんです。遮光率って、これはおかしな話なんですけど、1000㎡の土地に400㎡のパネル、2000㎡の土地でも400㎡のパネル、広さが倍になると遮光率が半分になるんです。そういう式なんです。ですから、広い土地に低圧の発電所を作るのが一番問題の無いことなんです。

★★委員

さっきの説明で・・・よく分からないですね。ただ、ここで8割の単収を上げるのは至難の業だと思います。

★★氏 No. 7の1224㎡であっても、403㎡を割り返せばいいんですね。単純に32.9%の遮光率なんですけど、この遮光率でサツマイモを、袖ヶ浦の★★さんという太陽光の下で作っている方がいらっしゃるんですけど、そこの遮光率を見てみるとその位の遮光率で、89%、90%の収量を出しているんで、今回も遮光率が同じ程度であれば穫れますよという実証です。非常にこの遮光率って単純なんです。敷地面積でパネル面積を割っただけのことで、じゃあ敷地が広ければ遮光の影響を受けないから収穫量は問題無いですねという言い方なんです。単純に本当にこれでいいのかというんですけど、こういうやり方なんです。

★★委員 パイロットがどうこうであれば、パネルを減らしたって出来ませんか。

★★氏 我々が発電業者としてやれば問題無いんですけど、他の会社を買って、その代わりに営農支援費を下に落としますという条件になるので。それから、先ほど貴重な意見を頂きました維持管理に関しては、外周に余裕を取っていきまして、苗の植付けは奥からやっていきます。草刈りとつる返しをどういう風にやっていくかというのと、外周に1m50cm入れる所を設けます。それから全部の畝に入れるようにいたします。今後の圃場の注意点として、今余裕を取っている所を維持管理通路にするというやり方にします。収穫のときは逆に、★★先生と話したんですけど、全部畝を作って出来上がったら手前から機械を入れていけばいいという話だったので、そのやり方をします。

★★委員 何があっても営農するという力強い宣言を頂き、強力な応援団がいることも分かりましたが、★★さん自体の売上だとか経費だとかを見ていきますと、例えば売上を見ますと、営農支援費は本業以外の収益として本来うたっていないといけないと思うんですよ。経費を見させていただきますと、かかる税金等が何もうたわれてないんです。やはり会社ですから、しっかりとした整理をしていかないと。法人税、法人事業税、法人住民税など色々かかってくると思うんですよ。そして販売費には販売経費も入っていないですよ。社長の給料を計上していないのは別にいいとも思いますけど、本来で言えば、それらが、あるべき会社組織だと思うんですよ。ですから、ちゃんと整理したものをお手数ですが見せてください。スタートするにあたって。リースの部分も2年から3年にかけてご自分で持つということであれば、減価償却費も当然うたわれてくるわけです。そうなってくると経費の所も変わってくるわけですね。後で結構ですから、そうしたものを見せてください。それと、5年後、10年後はこういう営農状況を目指しています、という所も併せて見せてもらえませんか。

★★氏 はい。ご指摘ありがとうございます。

会長 地元の委員からご質問ありますか。★★委員いかがですか。

★★委員 営農に対する意気込みを十分にお聞きしました。それで、No. 1の経緯ですが、先日ご説明したとおり、あの地区は若い人達が後継者として営農を頑張っている所なので、3条で営農だけであればOKだけでも、パネルを張るとか開発行為は遠慮して頂きたいという内規がありますので、その点を理解してくればよろしいかと思えます。あとは地元の人達への説明をきちんとして頂ければ、皆さんの意気込みも聞いたので、そういうところは理解したいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 私の地域では、営農型発電についてはずいぶん苦労しておりまして、私もそれを知らずに農業委員になってからずっと今まで、かれこれ8月で6年になりますけど、すごく苦い思いをしていきまして。ですから聞いていますと、ずいぶん上手に話すなあというような、悪い印象に持って行っちゃうんです。申し訳ないんですけど。

- ★★氏 ★★さん、地元の会社ですから見に来てください。僕らはそんな口先だけのことじゃなくて、もっと泥に塗れた作業をしています。それは信じてください。逃げられませんので、何があっても。
- ★★委員 まだ信じろと言っても無理ですけども。計画書を見ますと、地域貢献の将来計画、すごく良いことが書いてあって。私も加工に携わっていて、六次産業をやっているのと同じなんですけど、すごく良いことが書いてあるんですね、夢みたい。
- ★★氏 ★★さん、これを僕達が勝手にやるんじゃなくて、★★さんとか協力して頂けたら、その中に入ってもらいたい。昨日も、味噌はほとんど地域で作っている方がいらっしやるという話を聞いて、実際に話をしてきました。
- ★★委員 実際にこういうことをやれたら、それはもう素晴らしいことですけどね。
- ★★氏 ★★さん。うちの★★も、★★の専務の★★も、彼らは芋掘り体験を小学校、保育園、無償でやっているんです。
- ★★委員 実際に私は皆さんの仕事を知りませんので。この営農型太陽光発電に関しては、人を信用出来なくなっているんです。申し訳ないけど。
- ★★氏 見て頂くしかないと思います。僕らは嘘はつけない、地元の企業です。「逃げません、ご安心ください」としか言えません。見てください。
- ★★委員 今、★★委員が言ったように、信じてくださいと言ってもなかなか・・・やはり、今までと違ったことをやるということは、人の理解を得るといのは難しいと思うんです。ですけど、本当にやる気がある、★★さんも農業をやりたい、そういうことであれば結構なことだと思いますね。そうであれば、地元のために頑張って頂きたいなと思います。
- 会長 色々皆さんからご意見を頂きました。また、★★会長さん、★★さんにおいても本当に長時間ありがとうございました。私の方からもう一つだけ。皆さんからも出ましたけど、やはり当地区では営農型太陽光発電には非常に苦い経験をしているということであらためて理解して頂きたい。そして、★★さんには最初に総会に来られたとき、色々な質問が出ましたよね。実際、営農が出来るのかとみんな思ったわけです。★★会長が来られて、4年も5年も前からこの構想を練っていたと。残り50か所あると。なぜ地元の方に、この事業に対して理解を得られないのか。まだ反対者がいるわけですよ。それは色々な深い思いがあるわけです。口で言うほど簡単ではないと、皆さんおっしゃっているわけです。これから、委員で色々な考えをまとめ上げていきます。少しずつしっかりとお答えを出していきますので、よろしく願い申し上げます。今日は本当にありがとうございました。
- ★★氏 ありがとうございました。最後に、この7か所は農業に責任を持てるんですが、残り50か所は農業者のための発電設備の認可を取ってありますので、誰かやって頂けた方が絶対良いことなんです。これは全部無償でサポートしていきます。新しい方、農業をやって頂ける方を紹介して頂きたいという願いがあります。私も、★★の★★社長も、地域の企業ですので、全面的にバックアップします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。
- <★★氏、★★氏退出>
- 会長 それでは審議いたします。長時間にわたっていますけれども、今日初めて★★さんが来て、あれだけのお話をしていったところに非常に期待も持てるし、難しい面もあ

ると。そうした中で、ご意見ございますか。

★★委員 今日のお二方のお話を聞くと、非常に心強く頑張ってほしいと思うんですけども、農地法第3条の許可基準の中で、農地の集団化に支障を生じる恐れがあると認められる場合は許可出来ないとありますが、法目の議案2番、3番の農地は集団農地の真ん中にあるということで、農地の利用に支障を生じるおそれがあると考えられるでしょうか。事務局ではどう確認していますか。

事務局 第3条の許可基準ということであれば、地域の方から何かその場所で申請人が耕作をすること自体が集団農地の営農等に支障を来たすという状況が出ているようであれば、それは考慮すべき内容になると思いますが、そういった声は確認出来ておりません。

★★委員 それでは、集団農地の真ん中に太陽光発電があつて、その下で営農をやるというのはどうですか。

事務局 それは転用に対する判断ですので、太陽光発電は別にお考え頂きたいです。

★★委員 例えば、その場所が基盤整備をやりましょうという構想の範囲内にあれば大丈夫ということでしょうか。

事務局 そういったことは考慮に入ります。

★★委員 基盤整備が出来なくなっちゃうからね。

★★委員 人・農地プランを作つてあるとか。

★★委員 市が先頭に立って作る必要があるけどね。

★★委員 遮光率の話と収穫量の問題がありましたが、圃場ごとに収穫量80%以上なのか、それとも全体計画として80%以上なのか。

事務局 転用許可に際してというお話になると思いますが、申請は申請地ごとに出されていますので、場所ごとにご判断頂きたいと思いますが。それから一点確認させていただきますと、転用においての判断はあくまでも太陽光パネルの下部の農地において、ということになります。パネルを張らない所は地域平均そのものが本来穫れるべき収量であつて、パネルの下で収量が穫れるかということをお判断して頂きたいと思つています。

★★委員 私としては、熱意のある応援団がいるのはよく分かりましたけれども、本来、農業をやりたいという会社が、あのくらいの熱意を持って取り組む姿勢を見せてもらいたいんですよ。やはり、やりたいという会社が頼りないよね。勉強中と言えば勉強中でしょうけれど。本当に、うちの会社がやるんだという熱意が感じられない。もう少し会社としての収支計画、事業展開を見せてくださいとお願いしましたが、もう少し★★のそれを見てみたいと思つています。

★★委員 今、★★委員が言ったことでいいと思うんですけど、営農計画の中でも★★委員が言った話とか、もっと精査して、将来的にこう展開出来るよ、という点では、もうちょっと検討課題が多いよね。意気込みは聞きました。けど意気込みだけでは百姓は出来ないのは皆さんが一番よく知っているからね。3条についても、もうちょっと精査するというのがよろしいんじゃないですか。

会長 ★★委員いかがですか。

- ★★委員 申請人自体にはきちんとした考えがないんじゃないか。応援団は事業を立ち上げたという考えを持っているみたいですけどね。本人自体には、どうしても事業を立ち上げていくんだという意気込みが、私には感じられなかったんですがね。
- ★★委員 ★★委員と同じ考えなんですけれど、先ほども二人で座っていて、いくら口下手だからとはいえ、ここに来るからにはやはり質問に対して自分で、自分の答えで、ちゃんと話してほしかったなと思うんですけど。いきなり隣でわっと言っちゃうので、本人はじっと聞いている感じだったので。農業をやりたいっていう気持ちはすごく嬉しいんです。でも、もうちょっと本人の本音を聞きたかったと思いました。
- 会長 色々な見方があったと思いますが、意気込みという点では先行していました。やはり、ここはもう少し掘り下げて、議論しましたが、判断は次回という中で、しっかり調査、確認等をしていきたいと思います。一か月保留ということよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは19号から25号議案については一か月保留することといたします。
それでは議案26号から32号及び33号から39号については19号から25号の保留により営農について判断できないため、保留とさせていただきます。
以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。
- 事務局 次の事案を報告
- ・ 軽微な農地改良の届出について
 - ・ 地目変更登記申請に係る照会について
- 会長 以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。